

平成23年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成23年12月 16日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	6番	小野昌士	11番	遠藤義光
2番	前田芳樹	7番	齋藤昭一	12番	池田信博
3番	平田文夫	8番	石田茂春	14番	福田晃
4番	齋藤幸廣	9番	高宮陽一	15番	安部和子
5番	是津輝和	10番	米澤壽重	16番	松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	農林水産課長	池田高世偉
副町長	門脇裕	下水道課長	中前千之
教育長	山本和博	建設課長	井川善寿
総務課長	齋藤福昌	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生久	総務課長補佐	渡部誠
観光課長	吉田誠	企画財政課長補佐	鳥井登
定住対策課長	岡田清明		

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 なし

1、議員提出議案の題目

発議第 8 号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

発議第 9 号 原子力発電所の警備に関する意見書

発議第 10号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書

発議第 11号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

発議第 12号 竹島問題啓発広報等に関する要望決議

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時36分）

日程第 1、委員長報告

「委員長報告」を行います。

常任委員会に付した要望 1 件、継続審査となっている陳情 1 件、要望 1 件及び調査事項、会期日程第 6 日に付託しました、議第 99 号から議第 104 号までの補正予算案並びに条例関係等 20 件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して所管の委員会における審査の経過及び結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず始めに、総務産業建設常任委員長：11 番 遠藤義光 議員

11 番（遠藤義光）

総務産業建設常任委員会の報告を行ないます。

本委員会は、本会議において付託された議案等を審査の結果、次のとおり決定しましたので報告します。

まず当委員会は、閉会中の10月17日、11月2日には、継続審査となっていた要望第3号について委員会を開催し、所管課長、参考人吉田商工会経営指導課長、佐々木隠岐の島町観光協会事務局長、町長を招き説明を受け審査しました。また、閉会中の11月28日、30日には本定例会に提出する予定案件について事前説明を受けました。そして本定例会で付託になった議案、全13件と要望2件について、会期中の12月14日、15日に委員会を開催し、所管課長、関係職員、参考人等の出席を求め説明を受け慎重審議をいたしました。

審査の結果、次のとおり決定いたしました。

まず、議第99号から議第117号までの13件については、全会一致で「可決すべし」といたしました。

要望第3号「宿泊施設の存続に対する行政支援を求める要望書」、要望第4号「指定管理施設の労働環境改善に対する要望書」については、全会一致で「継続審査」といたしました。

所管の調査事項の意見指摘事項は次のとおりであります。

1、一般会計及び特別会計補正予算について、消防団活動費は、東日本大震災に伴う制度改正、公務災害に備えるための団員等の共済費であります。これに関連して、「海士町では防災訓練を実施したが本町でも実施すべきだ。」「やはり、訓練が大切で災害対策は先延ばしではダメだ。」との意見に対し、現在、県と打ち合わせ中との答弁でありました。

防火水槽の維持管理について、転落防止のフェンスが老朽化して壊れ修繕することについて、今回2カ所の提案だが、他にもまだ2カ所修繕が必要であり速やかに行うべきだ。また、他の分についてもよく検証するよう指摘をいたしました。

防災無線屋外局パンザーマスト（鉄柱）が腐食して転倒の危険が発見されたことによる取替え工事について、また、松枯れによる危険木や支障木なども緊急を有すると判断される場合は速やかに行うべきであるとの意見がありました。

廃止代替バス路線運行事業費については、「なぜ増額補正が必要となったか、計画と実績の比較、問題点は。」との問いに対し、「料金を最高でも500円と安くすると客が増えるという見込みだったが、人口の自然減、通学生や高齢者が主に利用しているので今後運行していく中で検証する。」との答弁でありました。

冬季大阪便Q400就航による観光対策と航空機利用促進を図るため、隠岐空港利用促進補助

金の増額補正について、「財源の過疎債ソフトを当てることについて空路だけではなく海路にも適用できるなら利用すべき。」との意見もありました。

条例改正についてであります。隠岐の島町公衆トイレ設置および管理条例、隠岐の島町バス待合所設置及び管理条例について、合併後7年が経過している。「もっと早くに条例化してほしい。」との意見がありました。

続いて、要望関係であります。「観光宿泊施設の施設存続に対する行政支援を求める要望書」については、一宿泊施設の存廃は、隠岐全島の観光振興に及ぼす影響は非常に大である。しかし事態は未だ流動的であり注視する必要がある。引き続き更に調査研究が必要であり「継続審査」とする。

続いて、「指定管理施設の労働環境改善に対する要望書」についてであります。

隠岐の島町の指定管理施設に勤務する方々から出されたもので、勤務環境改善を大株主の隠岐の島町に対して改善の指導を願うものであります。指定管理の今後のあり方も含めて更に調査研究する必要があり「継続審査」といたしました。

議会閉会中も所管の調査事項も含め引き続き調査研究してまいります。

以上です。

**議長（池田信博）**

次に、教育民生常任委員長：9番 高宮陽一 議員

**9番（高宮陽一）**

それでは、教育民生常任委員会の報告を行います。

当委員会は、今定例会で付託されました、議第99号「平成23年度一般会計及び各特別会計補正予算」など4件、「隠岐の島町学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」など3件、「屋内温水プールの指定管理者の指定」1件、及び、継続審査としていた「陳情案件」1件、計9件について審査を行いました。

また、所管の調査として福岡県須恵町、山口県萩市を訪問し、子育て支援についての行政視察を行いましたので、審査の経過と結果に併せ報告をいたします。

委員会は、議会閉会中の11月21日、22日、24日と、会期中の12月14日、15日の5日間開催をし、必要に応じて関係課長・担当者から資料の提出や説明を求めたところでございます。

始めに、「平成23年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算」は、全会一致で「可決すべし」といたしました。審査において、特に議論があった点、意見・指摘した事項等について

て申し上げます。

まず、島外出産助成金制度は、医師2名体制になったことで本年3月に廃止となりましたが、本年10月からハイリスク出産に限り制度が復活し継続したことは、本土での出産を余儀なくされる妊婦・家族にとっては経済的負担の軽減は勿論のこと、精神的にも安心して出産・子育てができる環境が整備され大変喜ばしいことでもあります。また、子育て支援・定住対策のために不妊治療についても支援体制が検討されているようではありますが、実施に向けて、更に充実をするよう要望したところであります。

次に隠岐ジオパークの認定につきましては、申請も終わりいよいよ来年秋には世界ジオパーク認定の審査結果に期待するところでありますが、日本ジオパーク委員会からも多くの指摘も受けており、課題解決のため取り組みを進めているとのことであります。

しかしながら、認定を受ければ良しとするものではなく、これら財産をいかに活用し、島の活性化、島の豊かな暮らしにつなげることが出来るかが最も大切であります。

例えば、環境問題一つをとっても、島のあちこちにゴミが不法に投棄されていれば、何の意味もなくなります。「ゴミを捨てるな」の看板を立てるより、ゴミを捨てない隠岐人を育てるような施策の展開が重要であり、そのためには、行政の垣根を越えて取り組むようよう指摘したところであります。

各診療所におけるカラープリンターの整備でございますが、患者さんにわかりやすく薬剤情報を提供するものであり、投薬事故防止のためにも大変有効だと考えます。ただ、わかりやすい情報を提供することは大切なことでありますが、基本は、患者さんに対して親切丁寧に説明することが重要であることは言うまでもありません。なお一層の努力をするよう要望いたしました。

次に、条例改正について申し上げます。

「隠岐の島町学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、五箇学校給食センターを廃止して西郷学校給食センターに統合し、更に、西郷学校給食センターを隠岐の島町学校給食センターに名称変更するものであります。名称変更することには疑義はございませんでしたが、五箇学校給食センターを廃止・統合することは、行革の実施計画上からみても問題があったとの意見もあり、賛成多数で「可決すべし」といたしました。

その他2件の条例の一部改正は、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、「指定管理者の指定」について申し上げます。

屋内温水プールを、株式会社MIしまねを指定管理者として指定とすることについては、会

員の加入促進や各種の健康教室・講座等を開催するなど町民の健康づくりの場として定着し、更には、保育所・小中学校の利用も増加し、着実に施設の目的に添って事業が展開されており、引き続き、指定することは適当と判断し、全会一致で「可決すべし」といたしました。

但し、指定管理者制度全般については、今回の要望書の提出や質疑でもあったように、対象である民間事業者の現状把握がずさんであることも発覚いたしました。今後の指定管理者制度の運用に当たっては、関係法令や通達を参考にして住民サービスの向上を図り、施設の設置目的を達成することが重要であります。そのためにも、民間事業者におまかせではなく、適切な助言・指導をするよう指摘をいたしました。

続いて、継続審査としていた陳情第3号「隠岐温泉 GOKA 運営存続に関する陳情書」であります。

11月21日に五箇地区区長会の会長ほか2名の区長にお出かけをいただき、意見交換を行いました。

まず、私の方から、議会における当委員会の取り組んできた経過、特に隠岐温泉 GOKA については、第1次行財政改革の実施計画を支持してきたこと。また、第2次の行革実施計画が何の説明もなしに変更されたこと。そして過去の陳情書の審査結果についても報告いたしました。

委員からは、陳情書にある署名の取り組み方について、次のような質問がありました。

1つは、署名の対象をなぜ五箇地区のみとしたのか。隠岐の島町の施設であり、町全体とすべきでなかったかという質問に対して、区長からは、「時間がなかった。」とのことであります。

また、署名は五箇地区民の半数程度しか集まっていないが、取り組み方に問題はなかったのかということにつきましては、「区長会等でお願いをしてきたが、全体の取り組みとならなかった。」とのことであります。

3つ目に、利用者は、五箇地区外からの利用者が多いのは何故か。地区での利用促進はどうだったのかという質問には、「区の方では特別な取り組みはしていない。」とのことであります。

更に、委員の多くからは、「限られた町民に対して、毎年1千万円を超える経費を使うのは行革推進上からも問題だ。」「特定地域のみ利用は公平でない。」「現施設での存続はいくら努力しても状況は変わらない。」「温泉としての資源を利用するためには新たな投資をして、積極的に取り組むべきだ。」との意見がありました。

また一昨日は、執行部から行革本部会での検討結果の報告を受けましたが、その協議結果は、「福祉施設による利用者が月当たり 1,400 人であり、一般利用者と併せると年間延べ約 30,000 人の利用がある。また、廃止とした時に、代替となる施設もないため、大規模修繕の発生、源泉の枯渇等が起こるまでは運営を続け、今後の利用拡大については、検討組織を設けて具体的に検討を進める。」というものであります。

思い起こせば、第 1 次計画では、平成 21 年度に施設の休止を検討することになっております。第 2 次計画では、平成 22 年度に経営活性化計画に基づく経営改善の成果を検討し、平成 24 年度に運営のあり方を検討することとなっておりましたが、協議の結果、23 年中に結論を出すことになっていたところであります。

検討結果は、経営改善の成果に触れることもなく、廃止したら代替施設がなくなるとか、大規模修繕の必要があるまでは運営を続ける、更には、今後、検討組織を設けて検討するなど、一貫性のない検討結果となっており、あきれんばかりであります。行革本部会の組織は何のためにあるのでしょうか。

また、福祉施設による利用者が月 1,400 人であるといっても、一部地域の施設利用者のみ利用であり、これを町全体の福祉施設に活用したいなど、積極的な取り組みがみられないのでしょうか。

行革本部会の検討結果は、単なる結論の先延ばしであり、議会や行革審議会、そして町民を混乱に陥れるものであり、不審を抱くばかりであります。

審議中途からは、町長にも出席を求め、意見を聞き審査の参考といたしました。

結果として、当委員会では、区長会との意見交換、今日までの検討状況を踏まえ、「現施設での運営存続は好ましくないこと。温泉という資源を積極的に活用すべき。」との結論に達し、「新たな投資をしてでも、広く町民のための有効利用・利用拡大を図るべき。」との意見が多数であります。このような理由から、本陳情は賛成多数で「趣旨採択」といたしました。

最後に、行政視察の報告をいたします。

去る 10 月 19 日には福岡県須恵町役場を、翌 20 日には山口県萩市役所を訪問し、子育て支援についての行政視察を行いました。参加者は、議長ほか当委員会委員 7 名と執行部からは福祉課長の 8 名であります。

まず、福岡県須恵町であります。町の概要は、福岡市から東へ約 12 キロに位置し、総面積は 16.33 キロ、人口は 26,429 人、これは平成 23 年 10 月 1 日現在であります。

古くから農業を主な産業とし、昭和 30 年代後半までは石炭産業が栄えたそうでございます。

昭和 39 年 6 月には国営炭鉱が閉山となり、人口は一時 12,500 人まで激減したそうであり  
ます。

昭和 40 年代より道路、生活環境、公共施設の整備、住宅団地や工業団地の造成と企業誘致  
の施策が功を奏し、福岡市のベッドタウンとして発展してきた町であります。

町の子育ての方針は、平成 18 年に、幼稚園・保育所一元化審議会から「幼保一元化に関す  
る建議書」が提出され、“子どもが主体”という視点に立ち、縦割り行政を排除し、義務教育  
終了までは教育委員会に子ども教育課を設置し、全ての業務を担当しています。特に、小学  
校 1 年時には、幼稚園児と保育所園児では違いが顕著であり、入園から就学前まで情緒面・  
教育面等での環境整備、幼児教育内容の統一化等体制の改善を図ることとしています。

その他、小学校校区単位の校区コミュニティの設置をして、地域社会の再生を目指してい  
ることや、福祉事業の一端をボランティアにお願いし、ボランティア活動を通して支援する  
「共生のまちづくり推進協議会」を組織化しておられます。

また、特に問題を抱える子どもに対しては保育所・幼稚園・小学校との連携を図り、情報  
交換や相互訪問により、気になる子どもを中心にフォローを継続し、中学校卒業までの成長  
のあしあと、これを「成長の記録」と言っておりますがこれを作成しています。

次に、山口県萩市についてであります。萩市は、山口県の北部に位置し、総面積は 698.79  
平方キロメートル、人口は 54,506 人です。平成 17 年 3 月に 1 市 2 町 4 村が合併した  
市であります。

子育ての方針は、行動計画の推進として、市民の参加機会の拡大に努めながら、保健・医  
療・福祉・労働・教育など、子どもを取り巻く関係部門との庁内横断的な推進体制を整備し  
て、1 つには、子どもに視点を置いた子育て、2 つ目に、子育ての基本は家庭である、3 つ目  
に、子育てを地域全体で支援をする、4 つ目に、サービスの普及と効果的な提供、5 つ目に、  
働き方と生活の調和の実現、この 5 つを基本としています。

特徴的な取り組みでは、1 つに、乳幼児期の教育・保育環境の充実では、「子育てガイドブ  
ック」を作成していること。子育て家庭への経済的支援としては、第 3 子以降の 3 歳未満児の  
保育料を助成、これは全額または半額ですが助成をしております。3 つ目には、病気などで  
保育が困難な児童を保育するため、子どもデイサービス事業を実施しております。本町も病  
後時保育などございますが、病気中の子どものデイサービス事業を実施しているそうです。4  
つ目には、乳幼児と親との交流の機会を提供するために、子育て輪づくり大運動会・子育て  
まつりを年 1 回開催しております。ちなみに平成 22 年度は、子育て輪づくり大運動会への参

加者 710 名、子育てまつりの参加者は 440 名と多くの児童、保護者が参加をしています。

今回の視察で特に感じたことは、先ほど申し上げました、福岡県須恵町の“子どもが主体”という視点に立ち、縦割り行政を排除し、義務教育終了までは教育委員会・子ども教育課が全ての業務を担当していることであり、やる気があれば出来るものだと感銘を受けました。

このことは、参加者全員が感じたことであり、「目から鱗」という思いでございます。

以上で行政視察の報告を終わりますが、関係資料は事務局に保管をしてありますので、参照いただきたいと思います。

最後に、調査事項である「保健・医療・福祉に関する調査」「教育文化に関する調査」は、議会閉会中も、引き続き、調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

**議長（池田信博）**

以上で「委員長報告」を終ります。

## **日 程 第 2、特別委員会の中間報告**

「特別委員会の中間報告の件」を議題といたします。

隠岐の島町議会会議規則第 47 条第 2 項の規定により、竹島対策特別委員会から、調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

従って、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：2 番 前田芳樹 議員

### **2 番（前田芳樹）**

竹島対策特別委員会の中間報告を行ないます。

当委員会は、議会閉会中の 11 月 14 日と会期中の 12 月 9 日の 2 日間、委員会を開催し、所管事項について調査等をしたので、その主なものについて報告をいたします。

日本の弱腰外交を横目に総合海洋基地建設 5,000 千トン岸壁、対観光客管理事務所、大型ヘリポートなど、続々とやりたい放題に新たな構造物の建造を打ち出している韓国の最近の

行動に対して、日本政府には国家領土を保持する外交力はないのかと、じくじたる想いを抱いているのは当委員会委員ばかりではなく、国民レベルで少なからず増大しているようであります。

そのような状況の中、「当委員会としてできることは何か。」とした時に、まず足元から見直す意味で、隠岐諸島の島前3町村関係者との連携強化のための意見交換協議会を開催する件、隠岐の島町内での意識高揚及び広告宣伝活動の方法に関する件、竹島問題全国アピール集会在東京で開催されれば関係者を参加させるよう求める件、国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書提出に関する件、そして、学校・歴史教育現場教師との協議会開催に関する件について審議をいたしました。

島前3町村関係者との意見交換協議会を開催する件は、開催日は来年1月中を目途に島前を会場として隠岐諸島として連携強化を図るという目的で開催しようと意見集約をしました。については、相互の議会事務局間で日程等の調整をしているのが目下のところでございます。

次に、隠岐の島町内での意識高揚・広告宣伝活動の方法に関する件は、地域住民の意識啓蒙は元より島外来訪者への啓発効果を期待して、西郷港新岸壁に設置してある「竹島かえれ・島と海」の広告塔と同様のものを都万・五箇・中村・布施の入口付近にも設置をしてはどうか。また、島内から発する竹島問題啓発ポスターを作成して、島内の役所、事業所、人通りの多い場所などに貼らせていただくのはどうか、と意見が出されました。については、これらの取り組み措置を議会から執行部へ要望しようという決議にいたりました。

次に、「竹島問題全国アピール集会」が東京で開催されれば関係者を参加させるよう求める件は、最近になって島根県選出国會議員の方々、そして県当局、県議会領土議連、関係団体等の開催に向けての動きが進展して来て、やっとその気運の高まりが見えてきたように思います。これが開催されれば、関係者が可能な限り多数参加してアピールできるよう町執行部には取り計らっていただきたい旨の意見があり、その措置を要望しようという決議をいたしました。

次に、国際司法裁判所へ提訴するよう政府に求める意見書提出に関する件は、先頃、島根県議会が政府への意見書提出議案を画期的な全会一致で可決したことを習いまして、地元の隠岐の島町議会からもそのぐらいはしてはどうかと意見が出されましたが、まずは、県議会の意見書を見聞してから判断しようとなりました。

次に、学校・歴史教育現場教師との協議会開催に関する件は、次世代への教育は非常に重要であるとする位置付けから、現場での実践教師の方々を講師としまして、勉強会を実施し

ようと協議をいたしました。教育委員会を通してその方々に打診をしていただき、場所は教育委員会で開催しようとした次第です。

付託事項について、議会閉会中も引き続き調査研究をしております。

以上、中間報告といたします。

**議長（池田信博）**

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終ります。

### **日 程 第 3、討 論**

これより「討論」を行います。

町長提出議案の、議第 99 号「平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」から同意第 2 号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの計 23 件、及び本日の議事日程第 1 で行いました、常任委員会委員長報告を一括して討論に付します。

まず、反対討論の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

討論はありませんか。

以上で「討論」を終ります。

### **日 程 第 4、採 決**

「採決」を行いません。

この採決は、起立によって行いません。

始めに議第 99 号「平成 23 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、議第 99 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 100 号「平成 23 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第 3 号)」から議第 104 号「平成 23 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会

計補正予算(第1号)」までの5件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第100号から議第104号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第105号「隠岐の島町公衆トイレ設置及び管理に関する条例」から議第106号「隠岐の島町バス待合所設置及び管理に関する条例」の2件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第105号から議第106号の2件は原案のとおり可決されました。

次に、議第107号「隠岐の島町消防団員公務災害補償条例の一部を改正する条例」、議第108号「隠岐の島町若者定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」、及び議第110号「隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例」、議第118号「隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」の4件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第107号、議第108号、議第110号、議第118号の4件は原案のとおり可決されました。

議第109号「隠岐の島町学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立多数 )

起立「多数」であります。

従って、議第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 111 号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」及び議第 112 号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」の 2 件を一括して採択します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 111 号から議第 112 号の 2 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 113 号「指定管理者の指定について〔産直問屋しおさい〕」、議第 115 号「指定管理者の指定について〔西郷港埠頭第 2 駐車場〕」、議第 116 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町屋内温水プール〕」の 3 件を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 113 号、議第 115 号、議第 116 号の 3 件は原案のとおり可決されました。

ここで、10 番米澤議員に除斥を求めます。

米澤議員は退場してください。

( 米澤議員退室 )

次に、議第 114 号「指定管理者の指定について〔西郷港埠頭立体駐車場〕」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 114 号は原案のとおり可決されました。

ここで、米澤議員の入場を許可します。

( 米澤議員入室 )

次に、議第 117 号「工事請負変更契約の締結について〔西田箕浦線災害防除工事〕」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決すべき」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 117 号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第 3 号、諮問第 4 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、諮問第 3 号及び第 4 号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、同意第 2 号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

よって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定されました。

次に、要望第 3 号「観光宿泊施設ホテルニューかじたにの施設存続に対する行政支援を求める要望書」及び、要望第 4 号「指定管理施設の労働環境改善を求める要望書」、陳情第 3 号「隠岐温泉 GOKA 運営存続に関する陳情書」の 3 件を採決します。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、要望第 3 号、要望第 4 号、陳情第 3 号は委員長報告のとおり、決定いたしました。

以上で「採決」を終わります。

## 日 程 第 5、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」

各常任委員長、特別委員長から審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮ります。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

( 異議なしの声を確認 )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

## 日 程 第 6、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、5 件の議案が議員提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました5 件の議員提出議案について提出者から提案理由の説明を求めます。

まず始めに、発議第 8 号「サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8 番：石田茂春 議員

### 8 番 ( 石 田 茂 春 )

発議第 8 号 サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 12 月 16 日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	石 田 茂 春
賛成者	隠岐の島町議会議員	前 田 芳 樹
賛成者	隠岐の島町議会議員	小 野 昌 士
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋 藤 昭 一
賛成者	隠岐の島町議会議員	遠 藤 義 光
賛成者	隠岐の島町議会議員	福 田 晃
賛成者	隠岐の島町議会議員	松 森 豊

隠岐の島町議会議長 池 田 信 博 様

## サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書

衆議院や参議院、政府機関を狙ったサイバー攻撃が明らかになり、サイバー攻撃に対する国民の不安はこれまでになく高まっている。

わが国の重要な情報がサイバー攻撃で海外に流出することは、国益に大きな影響があり、政府が一体となってサイバー攻撃・情報保全対策を構築することが求められている。

特に現在、不定期開催となっている情報セキュリティ政策会議を定期開催することや、情報保全の危機分析、内外情勢分析、諸外国の政策動向等を定期的に国会に報告することで、わが国に情報保全対策に対する決意を内外に示すことになる。

よって、政府及び国会におかれては下記の事項について積極的に実現を図り、サイバー攻撃に対する国民の安心・安全を守るよう強く求める。

### 記

1. 国家としての安全保障の観点から、情報保全の基本戦略を早急に構築すること。
2. 防衛省は、わが国の防衛調達に関する情報管理、保秘体制を強化すること。
3. 政府は重要な社会基盤に対するサイバー攻撃の可能性を評価・検証し、地方自治体に対するサイバー攻撃対策についても、早急に戦略を構築すること。
4. 民間の優れた人材の技術を活用し、官民一体となった情報保全対策を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 23 年 12 月 16 日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣、国家公安委員長、経済産業大臣、内閣官房長官でございます。

議長（池田信博）

発議第 8 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号「原子力発電所の警備に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8番：石田茂春 議員

8番（石田茂春）

発議第9号 原子力発電所の警備に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 石田茂春  
賛成者 隠岐の島町議会議員 前田芳樹  
賛成者 隠岐の島町議会議員 小野昌士  
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋藤昭一  
賛成者 隠岐の島町議会議員 遠藤義光  
賛成者 隠岐の島町議会議員 福田晃  
賛成者 隠岐の島町議会議員 松森豊

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

#### 原子力発電所の警備に関する意見書

今般の福島第一原子力発電所の事故は、国際社会に大きな衝撃を与えた。原発の安全対策は自然災害のみならず、テロ対策も重要であることは言うまでもない。

特に、現在収束に向けた努力が続けられている福島第一原発に対して、テロ組織等が攻撃を企てると不安定な状態となっている原子炉から大量の放射性物質が放出される可能性もあり、厳重な警備体制が必要とされている。

しかしながら、わが国の法体系、警備体制は十分とは言えず、原発を含めた重要施設の警備についても、国家として確固たる意志を示さなければ、テロリストの標的となり、国民の生命・財産を危機にさらす可能性があるものとする。

よって、国会及び政府にあっては下記事項について早急に検討し、実現できるものは早急に実現するよう強く求める。

#### 記

1. 「成田国際空港警備隊」を参考に、警察に新たに「原発等警備隊」を創設するなど警備体

制の充実を図ること。

2. 自衛隊の任務に原発施設等の警備を加える自衛隊法の改正を行うこと。
3. 海上からの攻撃に対処するため、海上保安庁と海上自衛隊の連携を強化すること。
4. 警察・自衛隊と周辺自治体を加えた防護訓練を実施すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 16 日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、国家公安委員長、経済産業大臣、財務大臣、原発事故担当大臣、内閣官房長官でございます。

**議長（池田信博）**

発議第 9 号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。  
次に、これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。  
次に、これより「採決」を行います。  
採決は起立によって行います。

発議第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 10 号「APEC での TPP 交渉参加表明に抗議する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8 番：石田茂春 議員

**8 番（石田茂春）**

発議第 10 号 APEC での TPP 交渉参加表明に抗議する意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 12 月 16 日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 石田茂春  
賛成者 隠岐の島町議会議員 前田芳樹  
賛成者 隠岐の島町議会議員 小野昌士  
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋藤昭一

賛成者 隠岐の島町議会議員 遠藤 義 光

賛成者 隠岐の島町議会議員 福 田 晃

賛成者 隠岐の島町議会議員 松 森 豊

隠岐の島町議会議長 池 田 信 博 様

### APEC での TPP 交渉参加表明に抗議する意見書

野田佳彦総理は、11 月のアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議において、「環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加に向けて各国と協議に入る。」と述べ、事実上の交渉参加を表明した。その後、TPP 交渉参加にあたって国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや、日米両国政府の発表に矛盾が生じる等、TPP をめぐる混乱に拍車がかかっている。

混乱の原因は、総理そのものにあると言わざるを得ない。特に交渉において国民皆保険制度については、「断固わが国の制度を守るために交渉する。」と述べる一方、コメの関税については、「守るべきは守る。」と真意が疑われる発言をするなど、交渉において真の国益を守る気概が感じられない姿勢が際立っている。

TPP 交渉参加にあたっては、交渉で協議されている事項が何なのか、わが国の利点・不利となる点・国益上の危機が何か、いかなる対策を検討しているのかが、国民に示されないばかりか、政府内の各省の試算がバラバラであることや、政府が正確な情報を出さないため、国民的議論が全く熟していない段階である。特に TPP は「聖域なき関税ゼロ」が前提であることとされているにもかかわらず、これにわが国がどのように対応するのかが不明確な中で参加表明に踏み切ったことは、拙速のそしりは免れない。

また、与野党を問わず APEC での拙速な参加表明には慎重な意見が続出し、地方会議でも交渉参加に反対する意見書が相次いで可決される中、こうした声をないがしろにし、政府が交渉参加に踏み切ったことは極めて遺憾であり、本議会は政府の TPP 交渉参加表明に断固抗議するものである。

今後、政府は TPP に対する国民的議論が熟すよう、交渉で得られた必要な情報は速やかに明らかにし、TPP の利点・不利となる点・国益上の危機をわかりやすく国民に説明するよう強く求める。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 16 日

島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官でございます。

議長（池田信博）

発議第10号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立「多数」であります。

従って、発議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第11号「隠岐の島町の施策課題に対応するための決議」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

8番：石田茂春 議員

8番（石田茂春）

発議第11号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 石田茂春

賛成者 隠岐の島町議会議員 遠藤義光

賛成者 隠岐の島町議会議員 高宮陽一

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

- 1、納税意識の高揚を図るとともに、滞納徴収業務を強化すること
- 2、地場産業及び観光産業の振興と、雇用創出策の推進を図ること
- 3、若者の参加で活力あるまちづくりを推進すること
- 4、学力向上、教育行政の充実強化を図ること

平成23年12月16日提出

議長（池田信博）

発議第 11 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。  
次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。  
これより「採決」を行います。

採決は起立により行います。

発議第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第 11 号は原案のとおり可決されました。

最後に、発議第 12 号「竹島問題啓発広報等に関する要望決議」について、提出者から「手  
案理由の説明」を求めます。

2 番：前田芳樹 議員

2 番（前田芳樹）

発議第 12 号 竹島問題啓発広報等に関する要望決議

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出し  
ます。

平成 23 年 12 月 16 日提出

提出者	竹島対策特別委員会委員長	前田芳樹
賛成者	竹島対策特別委員会副委員長	福田晃
賛成者	竹島対策特別委員会委員	小野昌士
賛成者	竹島対策特別委員会委員	齋藤昭一
賛成者	竹島対策特別委員会委員	石田茂春
賛成者	竹島対策特別委員会委員	米澤壽重
賛成者	竹島対策特別委員会委員	遠藤義光
賛成者	竹島対策特別委員会委員	松森豊

隠岐の島町議会議長 池田信博 様

竹島問題啓発広報等に関する要望決議

竹島の実効支配を強めている韓国による不法占拠がますます強化される恐れがあり、極め

て遺憾である。島内世論の喚起と島外からの来訪者への意識啓発のための更なる取り組みを強く要望する。

#### 記

- 1.西郷港新岸壁に設置してある「竹島かえれ・島と海」の広告塔と同様のものを、都万・五箇・中村・布施の入口付近にも設置すること。
- 2.竹島問題啓発ポスターを作成して、島内の役所・各事業所・人通りの多い場所に掲示すること。
- 3.竹島問題全国アピール集会在東京で開催されれば関係者が多数参加できるよう取り計らうこと。

平成 23 年 12 月 16 日提出

隠岐の島町議会

議長（池田信博）

発議第 12 号の「質疑」を行います、通告がありませんので「質疑なし」と認めます。  
次に、これより「討論」を行います、通告がありませんので「討論なし」と認めます。  
これより「採決」を行います。

採決は起立により行います。

発議第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第 12 号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出されました議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成 23 年第 4 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（閉会宣告 14時41分）

以下余白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 24 年 1 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員